# いじめを把握した場合の対処

（詳細は、舞鶴市教育委員会「いじめ事象に係る対処マニュアル」に沿って行う）

いじめ・いじめに発展する可能性のある事象の把握

※　関係児童への面談の記録を残す。（担任）※　いじめ防止対策委員会の協議内容や対応についての記録を残す。（いじめ防止対策担当）

いじめ防止対策担当者に報告

校長に報告

いじめ防止対策委員会の緊急招集
（ いじめ防止対策委員会メンバー＋該当学級担任）
・事象報告
・事実確認の方法と今後の対応方針の検討

関係機関との連携
・舞鶴市教育委員会
0773-62-1031
・いじめ相談室
0773-66-2210
・舞鶴警察署
生活安全課
0773-75-0110
・福知山児童相談所
0773-22-3623
・青葉中学校
0773-62-4612
・明日葉
0773-66-2001
・子ども総合相談センター
0773-66-2120

全教職員での情報共有
・事象報告
・今後の対応方針の共通理解
・関連した情報の把握

当該児童への事実確認（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）…複数で対応
・被害児童との面談
・加害児童との面談

いじめ防止対策委員会の協議
・事象確認の報告
・全体像の把握
・被害児童及び加害児童への対応の協議
・学級指導の内容・方法などの協議

教育委員会に報告

全教職員での情報共有
・経過報告
・対応策についての共通理解

家庭訪問（被害児童）
・経過報告
・指導内容の報告

（複数で対応）

（複数で対応）

家庭訪問（加害児童）
・事実の報告
・指導内容の報告
・学校と連携しての支援の要請

全教職員で今後のいじめ対応についての共通理解

経過報告

いじめが起きた集団への働きかけ・各学級での指導

家庭訪問（被害児童）複数で対応
・経過報告
・指導の内容説明
・学校での児童の様子報告

経過観察

家庭訪問（加害児童）
複数で対応
・経過報告
・指導の内容説明
・学校での様子報告

いじめの解消（少なくても次の２つの要件が満たされている必要がある。）
①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月を目安とする。）
②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により確認する。）
いじめ解消後の継続的な指導
・いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。